

サステナブル調達推進ガイドライン

はじめに

当社グループは、事業を通じてサステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。

原材料・資材・物流サービスなどを調達するにあたっても、温室効果ガス排出量の削減や環境破壊の防止、人権尊重や紛争鉱物の排除、児童労働の撲滅といった社会課題を意識した行動がCSR（企業の社会的責任）を果たすうえで重要となっており、これまで以上に、その点を重視した調達活動に取組む必要性を感じています。

お取引先様には当社の「サステナブル調達基本方針」へのご同意を既にいただいておりますが、この度、その補完として以下に掲載するサステナブル調達ガイドラインを作成いたしました。

サプライチェーン全体におけるサステナブルな調達の推進のため、また、サプライチェーンを構成する各企業の繁栄のためにも、ご協力をお願い申し上げます。

今後もお取引先様とのパートナーシップの下、長期的視点で、良好な相互理解と信頼関係の維持・向上に努めていきたいと考えますので、引き続きのご支援、ご協力のほどを宜しくお願い申し上げます。

2025年10月
住友精化株式会社

※本ガイドラインは、JEITA（社団法人電子情報技術産業協会）が2020年に制定された、サプライチェーン全体のCSRを具現化するためのモデル行動規範となる『責任ある企業行動ガイドライン』に準拠して作成しています。

サステナブル調達推進ガイドライン 目次

はじめに	2
1. 法令遵守・国際規範の尊重	5
2. 人権・労働	
(2-1) 強制的な労働の禁止	5
(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	5
(2-3) 労働時間への配慮	5
(2-4) 適切な賃金と手当	5
(2-5) 非人道的な扱いの禁止	5
(2-6) 差別の禁止	5
(2-7) 結社の自由、団体交渉権	5
3. 安全衛生	
(3-1) 労働安全	6
(3-2) 緊急時への備え	6
(3-3) 労働災害・労働疾病	6
(3-4) 産業衛生	6
(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮	6
(3-6) 機械装置の安全対策	6
(3-7) 施設の安全衛生	6
(3-8) コミュニケーション	6
(3-9) 従業員の健康管理	6
4. 環境	
(4-1) 環境許可と報告	7
(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	7
(4-3) 大気への排出	7
(4-4) 水の管理	7
(4-5) 資源の循環と廃棄物管理	7
(4-6) 化学物質管理	7
(4-7) 製品含有化学物質の管理	8
(4-8) 生物多様性への対応	8
5. 公正取引・倫理	
(5-1) 腐敗防止	8
(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止	8
(5-3) 適切な情報開示	8
(5-4) 知的財産の尊重	8
(5-5) 公正なビジネスの遂行	8
(5-6) 通報者の保護	8
(5-7) 責任ある鉱物調達	9

6. 品質・安全性

(6-1) 製品の安全性の確保	9
(6-2) 品質管理	9
(6-3) 正確な製品・サービス情報の提供	9

7. 情報セキュリティ

(7-1) サイバー攻撃に対する防御	10
(7-2) 個人情報の保護	10
(7-3) 機密情報の漏洩防止	10

8. 事業継続計画

(8-1) 事業継続計画の策定と準備	10
--------------------	----

1 法令遵守・国際規範の尊重

自国および事業を行う国や地域で適用される法規制を遵守するとともに、国際行動規範を尊重します。近年、環境や人権、贈収賄に関する様々な法規制や政策が各国で制定・導入されています。企業はこれらを理解し遵守する必要があります。一部の法規制は自国だけでなく、域外にも適用される場合もあります。また、サプライチェーンや市場のグローバル化に伴い、自社のみならずサプライチェーンを通じた法規制の遵守、さらには国際行動規範の尊重が求められています。国連における「ビジネスと人権に関する指導原則」や「SDGs（持続可能な開発目標）」、OECD（経済協力開発機構）による「多国籍企業行動指針」、ILO（国際労働機関）の「多国籍企業宣言」などがこれに該当します。

2 人権・労働

自国および事業を行う国や地域で適用される関連法規制の遵守およびILOが定める中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参考し、従業員の人権を尊重しなければなりません。

2-1 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し強制的な労働をさせません。すべての就業を強制することなく、従業員の雇用や離職を自ら終了する権利を守ります。

強制労働とは、本人の意思に反して労働を強制する行為、借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働、人身売買の結果として行われる奴隸労働、過酷な環境下における非人道的な労働、身分証明書・パスポート・労働許可証等を雇用者へ預託することを義務付ける行為を指します。

2-2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働させません。また、夜勤や残業等により18歳未満の若年者の健康や身体的成長および安全が損なわれる可能性がある業務には従事させません。

2-3 労働時間への配慮

従業員の働く地域の法規制で定められている限度を超えて労働させず、国際的な基準を考慮した上で従業員の労働時間・休日を適切に管理します。労働の過労は、生産性の低下、離職の増加、怪我および疾病の増加につながるリスクがあります。

2-4 適切な賃金と手当

従業員に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的で義務付けられた手当や賃金控除を含む）に適用されるすべての法規制を遵守し、不当な賃金減額（労働関連法令等に違反する賃金減額）を行いません。

また生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮します。

2-5 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い（虐待、体罰、性的嫌がらせ、暴言による威圧）ならびにそのような可能性のある行為を行いません。

2-6 差別の禁止

従業員の能力・適性・成果などの合理的な要素以外の事由（人種、民族、国籍、出身地域、性別、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者や子の有無など）により、採用・昇進・報酬・研修受講・福利厚生の供与などの機会に差を設けません。

2-7 結社の自由、団体交渉権

従業員の働く地域の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重します。

団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指します。

3 安全衛生

自国および事業を行う国や地域で適用される関連法規制を守るのみならず、ILO の安全衛生ガイドラインなどに留意し、従業員の職務遂行に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え、安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行う必要があります。

3-1 労働安全

業務遂行上の安全に対するリスク（感電、火災、爆発、有毒ガス、障害物、滑り、段差、落下など）を特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保します。

3-2 緊急時への備え

従業員の人命・身体の安全を守るため、災害や事故発生時の緊急事態に備えた連絡体制の構築、従業員への迅速な通知、避難方法の明確化、避難設備や火災探知システム・火災抑制設備の設置、緊急医薬品の備蓄、通信手段の確保、復旧計画の整備等、従業員および資産の被害を最小限にとどめる対応策を構築します。

また緊急時に迅速な行動がとれるよう、避難訓練を含む緊急対応教育の実施や緊急時の対応マニュアルの掲示など、職場内に周知徹底します。

3-3 労働災害・労働疾病への対応

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・および必要な報告を行い、適切な対策および是正措置を講じます。

3-4 産業衛生

職場において、人体に有害な生物や化学物質（煤煙、粉塵、毒劇物、放射線、慢性疾患を引き起こす物質）および騒音や悪臭などの物理的な影響を把握し、労働者が曝露するリスクを特定・評価したうえで、適切な対策を講じます。

3-5 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業（意識集中が極めて必要な精緻作業、身体を直接使う体力労働、重量物運搬作業、長時間にわたる反復作業、連続作業など）を特定のうえ、労働災害・労働疾病につながらないよう適切に管理します。

3-6 機械装置の安全対策

従業員が業務上使用する機械装置について安全上のリスクを特定し、適切な安全対策を実施します。

3-7 施設の安全衛生

従業員のために提供される施設（厚生施設・寮・食堂・ロッカールーム・休憩室・トイレなど）について、清潔、衛生を維持します。また、安全な飲料水、火災対策、換気、温度管理、緊急時における適切な非常口を確保する必要があります。

3-8 コミュニケーション

従業員が被る可能性のある職務遂行上の様々な危険について、関連する適切な情報の提供および教育・訓練を適宜実施し、従業員からの意見をフィードバックする仕組みを構築します。

3-9 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理（法令で定められる水準の健康診断、疾病の予防と早期発見の推進、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルスケア、精神的な疲労、ストレス、悩みなどへのサポート）を実施します。

4 環境

資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、従業員のみならず関係する地域の人々の健康と安全の確保を最優先し、地域社会、環境、天然資源への悪影響を最小限に抑えることに配慮します。

4-1 環境許可と報告

事業所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行います。

例えば日本の場合では、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃棄物処理法（特別管理産業廃棄物管理責任者）、省エネ法（一定レベル以上のエネルギーを使用する工場におけるエネルギー管理士）、大気汚染防止法（化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者）などが挙げられます。

また、事業に用いる化学物質により毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務、事業内容や工場立地により環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合もあります。

4-2 エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し継続的削減を図ります。日常の事業活動におけるエネルギー効率の改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組みます。

エネルギー効率の改善とは、エネルギー消費および関連するスコープ1（事業者自らによる温室効果ガスの直接排出）およびスコープ2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）の温室効果ガスを最少化することであり、施設もしくは事業所の単位で追跡し、文書化することが必要です。

温室効果ガスには様々なものがありますが、特に京都議定書で定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF6（六フッ化硫黄）の6種類の物質群を指します。継続的削減活動は、この6種類の温室効果ガスに対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられます。

またスコープ3（企業活動にともなうサプライチェーン全体（原料調達から製品の利用・廃棄まで）における間接的な温室効果ガス排出量）を構成する他の事業者や製品等の使用者へ情報提供等を働きかけ、それらの事業者等と連携を図ることにより、サプライチェーンで協力して温室効果ガス排出量の削減を進めることも重要です。

4-3 大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施します。

大気に放出される有害な物質には、揮発性の有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物などがあり、これらの物質の排出については、内容の分析と監視に努め、その結果に基づいて必要な管理や処置を施した後に排出する必要があります。

また対策として、排出する物質の取り扱いや処理システムの性能の定期的な監視も含まれます。

4-4 水の管理

関連する法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、汚泥、排出をモニタリングします。

廃水や汚泥については、排出または廃棄する前に必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施すること、および汚染を発生させる可能性のある源を特定し、適切な管理を行う必要があります。

また、水資源リスクの管理と持続可能な水利用への積極的な取り組みとして、水リスクの特定（事業活動が水資源に与える影響や気候変動による水資源の不安定化などの把握）、水管理の強化（自社だけでなくサプライチェーン全体での水利用の最適化や地域との連携）、情報開示（CDPなどの国際的な枠組みを通じて、水に関するリスク管理の取り組みを情報開示）等の取り組みにより、企業における水セキュリティに対応することが求められます。

4-5 資源の循環と廃棄物管理

関連する法規制を遵守し、省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、適切な管理を行うことにより、3R（リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化））を推進し資源の有効活用を図ります。

また、最終廃棄物（埋め立てまたは焼却が必要な廃棄物）の削減を実行するための自主目標を設定し、継続的な廃棄物の抑制に努めます。

4-6 化学物質管理

関連法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質を特定、表示、管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理します。

4-7 製品含有化学物質の管理

製品に含有されなければならない化学物質を管理することはもとより、含まれる特定物質の使用禁止または制限に関して適用されるすべての法規制および顧客要求を遵守します。

4-8 生物多様性への対応

生物多様性への対応を積極的に行います。自社の事業活動が生物多様性に与える依存と影響を把握し、緑地の保全・活用、ネイチャーポジティブに貢献する技術や製品の開発、TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) などの国際的なフレームワークに沿った情報開示が挙げられます。さらに、サプライチェーン全体でのステークホルダーとの対話や協働によりサプライチェーン全体で生物多様性への負の影響を最小限に抑える活動を進めています。

5 公正取引・倫理

事業を展開するすべての国の法規制を遵守します。さらに、経営層自らが規範となり、すべての従業員が高い倫理観をもって事業を遂行し、すべてのステークホルダーの信頼を得る必要があります。

5-1 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行いません。贈収賄、過度な贈答・接待、腐敗、恐喝、および横領を一切禁止する方針を掲げ、継続的にこれを遵守します。

継続的な遵守は方針を策定することだけではなく、従業員に適切な教育・研修を実施し、その方針を継続して徹底する必要があります。

5-2 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂およびそれに準ずる不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しません。ビジネスの獲得や不適切な利益を取得するための直接的あるいは間接的に価値のあるもの（金銭、商品、サービスなど）の授受、またその約束や申し出を含めて禁止します。

腐敗防止に関する法令を遵守するには、方針・手順の明確化および監視の実施が必要です。

5-3 適切な情報開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を粉飾や改ざんなく正確に開示します。

また、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示に努めます。ステークホルダーに対する情報提供・開示内容には、事業活動の内容、財務状況、業績、ESG（環境、社会、ガバナンス）情報、リスク・インシデント情報（例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚）、サプライチェーンに関する情報などが挙げられます。重大なリスク情報については都度公開するとともに、顧客に発信することも積極的な情報提供の一例です。

5-4 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は知的財産が守られた形で行う必要性があります。また、他者の知的財産を侵害することなく、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産を保護します。

5-5 公正なビジネスの遂行

公正な競争および下請法（下請代金支払遅延等防止法：2026年1月施行の取引法（中小受託取引適正化法））などを含む公正な取引に関する法令を遵守し、カルテルなどの競争制限的合意、不公正な取引方法、不当表示などの違法行為を行いません。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力を排除し、法令、条例、その他のすべての社会規範を遵守します。

製品やサービスに関するカタログなどの表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や消費者や顧客に内容を誤認させる表現をせず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害などの内容を含まないよう配慮します。

5-6 通報者の保護

通報に係る情報に関する機密を維持し、通報者に対する報復を排除します。自社従業員ならびにステークホルダーが利用可能な苦情処理システムを構築し、通報者からの通報内容の機密性、通報者の匿名性を確保し、通報したことを理由に企業や個人から報復行為等の不利益な扱いを受けることがないよう保護します。

5-7 責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域での深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こすまたはそれらに加担していないか、デュー・ディリジェンスを実施する必要性があります。責任ある鉱物調達に関するデュー・ディリジェンスとは、自社の方針を策定し、サプライチェーンのリスクを特定し、そのリスクに対応する戦略を策定および実行することを指します。

責任ある鉱物調達のデュー・ディリジェンスに関しては、国際的に認められた「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」で次の5つのステップが記載されています。

Step1：強固なマネジメントシステムの構築

Step2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

Step3：特定されたリスクに対応するための戦略立案と実行

Step4：製錬／精製業者のデュー・ディリジェンスに関する独立した第三者による監査の実施

Step5：サプライチェーンデュー・ディリジェンスに関する年次報告

なお、関連する法規としては、米国ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法第1502条、欧州委員会紛争鉱物規則があります。

6 品質・安全性

提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供します。

製品やサービスの安全性・品質などに関する不正確な情報は、サプライチェーンを通じて、顧客のみならず様々なステークホルダーに甚大な影響を与える可能性があります。

6-1 製品の安全性の確保

自社製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。製品の安全性に関わる法令などとして、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などが挙げられます。安全基準は、法令の細則などやJISなどで定められています。海外の安全規格としてUL、BSI、CSAなどがあります。

また、製品安全性に関して、法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する必要があります。製品の安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）などの管理および問題解決に向けた迅速な対応が有効です。

6-2 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用されるすべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築し管理する必要があります。

6-3 正確な製品・サービス情報の提供

顧客や消費者に対して、製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供します。虚偽の情報や改ざんされた情報は一切提供しません。正確な情報とは、製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法に関する内容が正確であることや製品に使用されている部材・部品の含有物質などの情報が正確であることを指します。

7 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図ります。

近年の高度情報通信社会の発展進化に伴い、情報管理がますます重要となってきており、機密情報や個人情報漏洩などの情報管理不備は、自社や顧客のみならずサプライチェーンを含む様々なステークホルダーに甚大な影響を与える可能性があります。

7-1 サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。

サイバー攻撃による情報の漏洩や改ざん、情報システムの停止などのトラブルを防止する必要があります。攻撃者は入手した顧客情報や取引先情報から攻撃対象を広げる可能性があることから、被害は自社に留まりません。

サイバー攻撃の対象となっている機器は、従来のパソコンやサーバーだけではなく、産業システムや IoT へも広がりを見せており、こうした機器でも対策を講じる必要があります。また、サイバー攻撃を受けた場合、迅速に復旧するための計画を策定しておくことも重要です。サイバー攻撃とは、標的型メールなどによるマルウェア感染や悪意あるサイトへの誘導などによる個人情報、顧客情報、取引先情報、機密情報などの営業秘密の流出や、重要ファイルを暗号化されるなどの被害を与える行為を指します。

7-2 個人情報の保護

サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。また、個人情報は各国の関連する法規制を遵守し、慎重に取扱う必要があります。

従って、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の収集、保存、変更、移転、共有その他の処理を行う必要があります。適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、適切な保護とは、個人情報を不正または不当に取得、利用、開示または漏洩しないことを指します。

7-3 機密情報の漏洩防止

自社並びに第三者から受領した機密情報を管理するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築する必要があります。これには情報管理レベルの設定や従業員の教育・研修を含みます。機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書（電磁的あるいは光学的に記録されたデータ情報を含む）などにより開示された情報や機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指します。適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、適切な保護とは、機密情報を不正または不当に取得、利用、開示または漏洩しないことを指します。

8 事業継続計画

大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、早急に生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

不測の事態に備え、適切な準備を行い、生産活動を早期に再開し、サプライチェーンへの影響を最小限に留めるように努めなければなりません。

8-1 事業継続計画の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。事業継続を阻害するリスクには、大規模自然災害（地震、津波、洪水、豪雨、豪雪、竜巻）およびそれに伴う停電・断水・交通障害や、事故（火災、爆発）、広域伝染病や感染症などの疾病蔓延、テロ・暴動などが挙げられます。

必要な事前対策には、想定される被害からいかにして生産拠点の個々の要素を防御・軽減・復旧するかという現地復旧戦略が必要であり、被害によるダメージからの復旧が長期化することを想定した代替手段の確保に努めることも重要です。実際に事業が停止した際に、事業継続計画に記述されている内容に従って事業を早期に復旧するためのマニュアルを策定し、実際の災害などに対応できるよう、従業員に継続的な教育・訓練を提供する必要があります。

— 以 上 —